

メガネ定額利用サービス「NINAL」に関する
個 別 リ ー ス 契 約 約 款

第1条（個別リース契約約款の目的等）

1. この個別リース契約約款は、基本合意に基づき、メガネの田中チェーン株式会社（以下、「**メガネの田中チェーン**」といいます。）が、第3条記載のメガネフレーム等を第三者から買い受けて契約者（以下、「**お客様**」といいます。）に貸し渡し、お客様がこれを借り受けて「NINAL」を利用することについて、その具体的内容を定め、もって円満な取引を実現することを目的とします。
2. お客様及びメガネの田中チェーンは、個別リース契約の履行にあたっては、基本合意の内容及び諸法令を遵守するものとします。

第2条（定義）

この個別リース契約約款における用語の定義は、メガネの田中チェーンが別途定める『メガネ定額利用サービス「NINAL」に関する基本合意リース約款』第2条その他の条項に基づくものとします。

第3条（利用開始日・利用商品・利用料金等）

利用開始日等の内容は、次のとおりとします。

利用開始日	メガネの田中チェーンが別途定める借受証にお客様が署名した日
利用商品	メガネの田中チェーンが別途定める借受証に記載されている商品
利用本数	●本目
利用料金	月額利用料 ●●●●円 消費税等 ●●●円 合計額 ●●●●円 備考 個別リース契約期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分をメガネの田中チェーンの請求に従いメガネの田中チェーンに支払うものとします。

第4条（中途解約）

お客様は、基本合意の有効期間中、新たに個別リース契約を締結することを条件に、いつでも個別リース契約を中途解約を申し出ることができ、メガネの田中チェーンの合意をもって中途解約することができます。ただし、3本目に関する個別リース契約については、この限りではありません。

第5条（有効期間）

個別リース契約の有効期間は、個別リース契約成立日から前条の中途合意解約日までとします。ただし、3本目については、個別リース契約成立日から基本合意の終期までとします。

以上